

東京都社会人ハンドボール連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、東京都社会人ハンドボール連盟(以下連盟)と称する。

(組織)

第2条 連盟は、連盟役員と会員(連盟に登録したチームに所属する選手及びチーム役員)をもって組織される。

(所在地)

第3条 連盟の所在地は、当該年度の理事長宅とする。

第2章 目的

(目的)

第4条 連盟は、社会人ハンドボール大会及び関連する事業を行う事により、関係者の親睦を図り有意義な余暇の機会を提供するとともに、スポーツとしての普及及び振興を図る事を目的とする。

第3章 事業

(事業)

第5条 連盟は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 東京都社会人ハンドボール選手権大会
- ② 関東ブロッククラブハンドボール選手権大会、関東社会人ハンドボール選手権大会等の上位大会の東京開催の運営
- ③ 関東ブロッククラブハンドボール選手権大会、関東社会人ハンドボール選手権大会、ジャパンオープンハンドボールトーナメント大会等の上位大会に出場するチームの推薦
- ④ 東京都社会人ハンドボール連盟マスターズ大会
- ⑤ その他関連する事業

第4章 会員

(チームの加盟条件)

第6条 連盟に加盟するチーム、は公益財団法人日本ハンドボール協会に一般Aまたはリージョナル登録したチームとし、日本ハンドボールリーグ、全日本学生ハンドボール連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟ハンドボール専門部に登録されていないチームとする。

(選手の参加資格)

第7条 参加選手は、第6条に定める1つのチームに所属し、公益財団法人日本ハンドボール協会に登録しなくてはならない。日本ハンドボールリーグ、全日本学生ハンドボール連盟、公益財団法人全国高等学校ハンドボール専門部に登録されていない選手とする。また、中学生以下の児童は参加できない。ただし、チーム役員はこの限りではなく、複数のチームに登録する事を妨げない。

(選手の参加権利)

第8条 連盟に登録を終えた選手および役員は会員となり、会員は別に定める大会規定に基づき第5条の事業に参加する権利を有する。

(チーム及び選手の義務)

第9条 連盟加盟チーム及び選手は、別に定める大会規定に基づき大会参加費を納める義務を負う。また、会員としての道義を守り、規約や規定に従い、会員相互の信頼を確立しなくてはならない。

第5章 役員

(役員)

第10条 連盟は以下の役員を配置する。

- ① 名誉会長1名、会長1名、副会長若干名を置く。
- ② 顧問、参与は若干名を置く事ができる。
- ③ 執行部として、理事長1名、副理事長若干名、会計2名、会計監査2名(内部1名、外部1名)、各部長、常任理事、理事、専門委員を置く。
- ④ 理事長、副理事長、会計、会計監査を除くすべての理事は競技部、総務部、審判部のいずれかに属さなくてはならない。

(選出方法)

第11条 役員は以下のように選出する。

- ① 名誉会長1名、会長1名、副会長は理事会での承認による。
- ② 顧問、参与は理事会での承認による。
- ③ 理事長は別に定めた理事長選挙規定によって決定される。
- ④ 副理事長、会計、会計監査(内部)、各部長、常任理事は理事の中より理事長が推薦、理事会での承認による。
- ⑤ 会計監査(外部)は会員の中より理事会が推薦、代表者会議での承認による。
- ⑥ 新理事は理事長または代表者会議での推薦による。理事長から推薦された新理事は代表者会議で報告しなければならない。
- ⑦ 専門委員長は理事の中より理事長が推薦、理事会での承認による。専門委員長が委員の構成員、副委員長や必要に応じて専門委員会の会計を推薦、理事会での承認による。委員の構成員は連盟役員や会員以外からの選出も可能とする。委員は役員に含まない。

(定数)

第12条 委員を除く理事の総数は30名以内とする。

(任務)

第13条 役員の任務は以下のように定める。

- ① 会長は、連盟を代表する者として理事会に対する助言と対外的な職務を行う。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はそれを代行する。
- ③ 顧問および参与は、理事会の諮問に応じ、助言を述べる事ができる。
- ④ 理事長は、連盟を統括し連盟の責任を負う。
- ⑤ 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時はそれを代行する。
- ⑥ 各部長は、連盟の運営が円滑に進むようにそれぞれの部を統括する。
- ⑦ 各専門委員長は専門委員会の業務が円滑に進むように、それぞれの委員会を統括する。

(任期)

第14条 役員の任期は以下のように定める。

- ① 理事長の任期は、定期代表者会議から翌々年の定期代表者会議までの2年とする。
- ② すべての役員及び委員の任期は、理事長に準ずる2年とし再任を妨げない。
ただし、理事会及び代表者会議において解任請求が認められた場合はこの限りではない。
- ③ 新理事の任期は、他の理事の任期に準ずる。

(解任請求)

第15条 役員の解任は以下のように定める。

- ① 理事会においての役員解任請求は、過半数の出席(委任状を含まない)と出席理事の4分の3の賛同により成立する。
- ② 代表者会議においての役員解任請求は、各チーム代表者と全理事を合わせた数の過半数の出席と出席者の4分の3の賛同により成立する。

第6章 機関

(機関)

第16条 連盟は第5条の事業を行うために執行部の中に次の部及び専門委員会を機関として置く。

- ① 競技部
- ② 総務部
- ③ 審判部
- ④ 各専門委員会

(競技部)

第17条 競技部は、連盟主催のリーグ戦、その他競技会の大会運営、管理業務を行う。
連盟リーグ戦については、別に定める『リーグ戦規定』に基づいて行う。

(総務部)

第18条 総務部は、チーム登録作業、会議通知の作成、会議議事録の作成と保管、物品の手配、その他庶務業務を行う。

(審判部)

第19条 審判部は、試合の管理、審判の手配及び割り当て、審判の指導、普及業務を行う。

(専門委員会)

第20条 各専門委員会はそれぞれの目的に応じて活動する。

第7章 会議

(会議の種類)

第21条 連盟は第5条の事業を行うに当たり、次の会議を行う。

- ① 代表者会議
- ② 理事会
- ③ 常任理事会
- ④ 部会
- ⑤ 専門委員会

(議決機関)

第22条 代表者会議は連盟の最高議決機関であり、理事会はそれに次ぐ議決機関である。

(代表者会議の構成)

第23条 代表者会議は、各チーム1名の代表者と全理事によって構成される。ただし活動停止中のチームに出席の権利はない。

(代表者会議の招集)

第24条 定期代表者会議は毎年東京都社会人ハンドボール選手権大会の開幕前までに、臨時代表者会議は必要に応じて、または代表者の4分の1より開催要求があった時、それぞれ理事長が招集する。

(代表者会議の出席義務)

第25条 チーム代表者は、代表者会議に出席しなければならない。代表者が出席できない場合は代理人が出席しなければならない。
代表者及び委任された代理人は議決権を行使できる。

(代表者会議での決議)

第26条 次の事項は代表者会議の決議を得なければならない。

- ① 連盟会計に関する事項
 - (1) 決算報告の承認
 - (2) 予算案の承認
 - (3) 年会費、連盟登録金改定案の承認
- ② その他重要事項
 - (1) 規約の改廃案
 - (2) 代表者会議で必要と認める事項

(代表者会議での報告義務)

第27条 次の事項は代表者会議で報告しなければならない。

- ① 各大会の計画、管理、運営に関する事項
 - (1) 年間計画
 - (2) 東京都社会人ハンドボール選手権大会規定の改定
 - (3) 新規加盟チーム
 - (4) 除名チーム、除名選手
 - (5) 関東ブロッククラブハンドボール選手権大会、関東社会人ハンドボール選手権大会、ジャパンオープンハンドボールトーナメント大会等の上位大会に出場するチーム
 - (6) 代表チームへの補助金改定

(代表者会議の議事録)

第28条 代表者会議の内容は議事録を作成し保管する。

(理事会の招集)

第29条 理事会は理事長が招集する。理事長は理事会に諮る議案を明示してすべての理事を招集する。
また、理事の4分の1以上より要請があった場合、理事長は理事会を招集しなければならない。

(理事会での決議)

第30条 次の事項は理事会の決議を得なければならない。

- ① 代表者会議に関する事項
 - (1) 代表者会議の招集
 - (2) 代表者会議に付議すべき事項ならびに提出する資料の決定
- ② 各大会の計画、管理、運営に関する事項
 - (1) 年間計画の決定
 - (2) 新規チームの決定
 - (3) 除名チーム、除名選手の決定
 - (4) 関東ブロッククラブハンドボール選手権大会、関東社会人ハンドボール選手権大会、ジャパンオープンハンドボールトーナメント大会等の上位大会に出場するチームの推薦
- ③ 連盟会計に関する事項
 - (1) 決算報告および予算案の確認
 - (2) 補助金改定案の作成
 - (3) 諸手当改定案の作成
 - (4) リーグ戦参加費、新規登録費、個人登録費改定案の作成
- ④ 役員に関する事項
 - (1) 名誉会長、会長、副会長、顧問、参与の任命および解任
 - (2) 副理事長、各部長、会計、会計監査の任命および解任
 - (3) 常任理事、理事の承認および解任
 - (4) 理事の担当業務の決定
- ⑤ その他重要事項
 - (1) 規約、規定の制定改廃案の作成
 - (2) 理事会で必要と認める事項

(理事会への出席)

第31条 理事会が必要と認めた時は、理事以外の者の理事会会議への出席を認め、その報告や意見を徴することが出来る。

(理事会の議事録)

第32条 理事会会議の経過及びその結果は、議事録に記載し保管する。
議事録は欠席した理事に通知しなくてはならない。

(常任理事会)

第33条 常任理事会は、理事長、副理事長、各部長、常任理事、会計で構成され理事長が招集する。

第34条 常任理事会は、理事会で討議する議案の作成を行う。

(部会)

第35条 部会は、各部に所属する理事によって構成し、必要に応じてそれぞれの部長が招集する。
部会での討議内容は理事会に報告しなくてはならない。

(委員会)

第36条 委員会は各専門委員会に所属する委員によって構成し、必要に応じて、それぞれ委員長が招集する。
委員会での討議内容は理事会に報告しなくてはならない。

(会議の成立)

第37条 代表者会議は過半数の出席を持って成立し、決議は出席者の過半数を持って成立する。
代表者会議における役員の解任決議は第15条に定める。

第38条 理事会、常任理事会、部会、委員会は過半数の出席を持って成立する。

委任状を提出した理事及び委員は出席者の数に参入し、議決権は委任された理事及び委員によって行使することが出来る。
決議は出席者の過半数を持って成立する。理事会における役員の解任決議は第15条に定める。

第8章 会計

(金銭管理)

第39条 連盟の金銭管理は、理事会において承認された2名の会計が行う。

(会計年度)

第40条 連盟の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年の1月31日に終わる。ただし、この期間より前または後の収入、支出であっても、その年度に関連するものはこの限りではない。

(会計報告)

第41条 会計は、毎年度連盟の全ての金銭管理状況について理事会および代表者会議に報告し、承認されなければならない。

(予算案)

第42条 会計は、毎年度予算案を作成して理事会および代表者会議に報告し、承認されなければならない。

- ① 10万円以上の支出については、その年度の初めに予算として報告し、承認されたもの以外は執行できない。
ただし、緊急性のある事由による場合はこの限りではない。
- ② 理事その他の者に支給する物品の購入については、その年度の初めに予算として報告し、承認されたもの以外は執行できない。

(収入)

第43条 連盟の事業資金は、リーグ戦参加費、新規登録費、個人登録費、事業収入およびその関連する収入をもって当てる。

(会計監査)

第44条 連盟は、会計監査に理事会において承認された理事を1名、代表者会議において承認された代表者1名を置く。

会計監査は、連盟の金銭管理状況について毎年度監査を行い、その結果を理事会および代表者会議で報告し、承認されなければならない。

第9章 手当、謝礼および補助金

(手当および謝礼)

第45条 理事、会場担当者、審判員、その他労務提供者に対する手当および謝礼については別途規定に定める。

(補助金)

第46条 連盟代表チームへの補助金については別途規定に定める。

第10章 罰則

(罰則)

第47条 連盟の名誉を毀損、規約及び別に定める規定を順守しないチームまたは個人に対して、理事会は競技会への出場停止、連盟からの除名処分を行う場合がある。この場合は経緯を代表者会議に報告、確認を諮らなければならない。また、東京都社会人ハンドボール選手権大会に関する罰則規定は別途定める。

第11章 規約の改定

(改定)

第48条 規約の改定には、理事会の決議および代表者会議の承認を必要とする。

第12章 付則

- ① この規約は平成12年4月1日より施行する。(全面改定)
- ② この規約の改定は平成22年4月1日より施行する。(一部改定)
- ③ この規約の改定は平成30年4月1日より施行する。(全面改定)